

市民税・府民税の申告について(本人確認書類)

市民税・府民税の申告の際に、「申告に必要な書類」の他に個人番号の確認及び本人確認が必要ですので、下記の「本人確認書類」をお持ちくださいますようお願いいたします。

なお、マイナンバーの通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和2年5月25日付で廃止されたため、市民税・府民税の申告の際のマイナンバーの確認できる書類として使用できなくなりました。

ただし、通知カードの記載事項(氏名・住所等)の変更が正式な手続きにより行われたか、又は、通知カードの記載事項(氏名・住所等)が現況と相違ないものは、マイナンバーの確認できる書類として引き続き使用できます。

1 本人が申告する場合

個人番号の記入にあたっては、個人番号の確認と本人確認が必要となります。

(1) マイナンバーの確認できる書類	(2) 本人確認書類
<p>① 個人番号カード ※1枚で個人番号確認と本人確認のどちらもできます。</p>	
<p>② 個人番号通知カード (記載情報と現況に相違ないもの) ③ 個人番号入りの住民票 など</p>	<p>◆顔写真付の書類(以下の書類から1点必要) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・個人識別事項のある学生証、社員証等の身分証明書 など</p> <p style="text-align: center;">上記がない場合</p> <p>◆顔写真のない書類(以下の書類から2点必要) ・健康保険証又は後期高齢者医療被保険者証(※) ・各種医療保険者から交付された資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳又は年金証書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給証明書 ・雇用保険被保険者証 ・個人識別事項のある学生証、社員証等の身分証明書 ・公共料金の領収書(6か月以内のもの) ・源泉徴収票 ・市民税・府民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 ・吹田市が本人に送付した市民税・府民税申告書 ・個人識別事項のある税務書類(生命保険料控除証明書等) など</p> <p>(※)現在発行されている健康保険証等は、経過措置期間(令和7年12月1日まで)は顔写真付以外の本人確認書類のひとつとして認められます。ただし、経過措置期間中に有効期間が到来した場合は、その時点で本人確認書類として認められなくなります。</p>

2 代理人が申告する場合

本人以外の方が代理で申告する場合は委任状が必要です。ただし同一世帯の親族が代理で申告する場合は省略できます。また、個人番号の記入にあたっては、本人の個人番号の確認、代理人の本人確認が必要になります。

(1) マイナンバーの確認できる書類	(2) 代理人の本人確認書類 個人識別事項(氏名、住所、生年月日)のあるもの
<ul style="list-style-type: none"> ① 個人番号カード ② 個人番号通知カード (記載情報と現況に相違ないもの) ③ 個人番号入りの住民票 など 	<ul style="list-style-type: none"> ◆顔写真付の書類 (以下の書類から1点必要) ・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・個人識別事項のある学生証、 社員証等の身分証明書 <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: center;">上記がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆顔写真のない書類 (以下の書類から2点必要) ・健康保険証又は後期高齢者医療被保険者証(※) ・各種医療保険者から交付された資格確認書 ・介護保険被保険者証 ・年金手帳又は年金証書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・生活保護受給者証 ・個人識別事項のある学生証、 社員証等の身分証明書 <p style="text-align: right;">など</p>

3 郵送で申告する場合

市民税・府民税申告書と「申告に必要な書類」のほか、上記1の書類のコピーを同封してください。